

一般財団法人茨城県交通安全協会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間
- 2 内容

目標1： 有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均20日以上とする。

<対策>

- 平成30年4月～ 協会広報紙等の発出により周知を図る
- 平成30年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成30年10月～ 計画的な取得に向けて管理者等研修会を計画期間中、年2回行なう
- 平成31年3月～ 取得状況の検証及び検討

目標2： 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成30年4月～ 「毎週水曜日」をノー残業デーに指定する
- 平成30年4月～ 職員への周知とノー残業デーの実施
- 平成30年10月～ 取得状況の検証及び検討

目標3： 事業所周辺の小中学校等の児童・生徒を対象に、交通安全協会の業務内容や交通安全のための各活動が見学・体験できる「子ども体験学習日」を創設する。

<対策>

- 平成30年6月～ 受け入れ方法や体制についての検討
- 平成30年9月～ 関係機関、学校との連携
- 平成31年6月～ 体験学習日の実施、次回に向けての検討